本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第六八号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年三月二三日から施行することとした。

◇特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令（政令第六九号）（厚生労働省）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を二、三五〇円から二、三五二円に引き上げることとした。

2　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、四五〇円から一、四五二円に引き上げることとした。

3　この政令は、公布の日から施行し、平成二四年度分の事務費交付金から適用することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第七〇号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

七〇歳以上七五歳未満の被保険者等が療養を受けた場合の高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額の経過措置を一年間延長することとした。

二　船員保険法施行令等の一部改正関係（第二条～第五条関係）

船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令について、一に準じた改正を行うこととした。

三　介護保険法施行令等の一部改正関係（第六条関係）

介護保険法施行令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令について、一に準じて、高額医療合算介護サービス費等に関する事項について改正を行うこととした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七一号）（厚生労働省）

1　平成二四年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二四年三月一日から平成二五年二月二八日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定することとするとともに、当該国庫補助金の一部については平成二五年度において補助することとする特例を設けることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、平成二四年度に係る国民健康保険組合に対する補助金の額の算定に対して適用することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七二号）（防衛省）

1　自衛隊教官が昇格をし、又は自衛官が昇任をした場合における号俸を改めることとした。（別表第一関係）

2　自衛隊教官が降格をし、又は自衛官が降任をした場合における号俸を改めることとした。（別表第一の二関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第三項の政令で定める年齢等を定める政令（政令第七三号）（防衛省）

1　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二四年法律第二号）附則第九条第三項の政令で定める年齢を三九歳とし、同項において準用する同法附則第八条第二項の調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員及び特に調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員については、一般職に属する国家公務員の例によることとした。（第一条関係）

2　平成二五年四月一日において三九歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって最高号俸を超える俸給月額を受けるものについて、当該俸給月額に加える額を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十八号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百五十八号の項中「勝山市鹿谷町発坂二十三字清水ケ尻三十六番一まで、大野市」を「大野市横枕二字大水口六番一まで、同市」に改め、同表二百八号の項中「水道町三百番一」を「中央区水道町一番十九」に改め、同表三百七十三号の項中「字本田三百三十七番一から鳥取市」を「字安村百七十七番三から鳥取市」に改め、同表四百七十号の項中「三井町本江百一番一」を「杉平町四十一番三」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年三月二十三日から施行する。ただし、別表百五十八号の項の改正規定は、同月二十四日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三